

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市企業立地促進条例（令和元年みよし市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(高度先端産業の対象事業)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める事業は、次の各号のいずれかの分野に属する事業とする。

- (1) 健康長寿に関連する分野
- (2) 環境・エネルギーに関連する分野
- (3) 航空宇宙に関連する分野
- (4) 先端素材に関連する分野
- (5) ナノテクノロジーに関連する分野
- (6) バイオテクノロジーに関連する分野
- (7) 情報通信に関連する分野
- (8) その他市長が適当と認める分野

(新規成長産業の対象事業)

第4条 条例第2条第8号の規則で定める事業は、次の各号のいずれかの分野に属する事業とする。

- (1) ソフトウェア及びソフトウェア関連システムの開発及び研究に関する分野
- (2) 電子計算機を使用したデザイン及び設計に関連する分野
- (3) 情報の処理、加工、提供及び伝達サービスに関連する分野
- (4) 広告制作サービスに関連する分野
- (5) 機械の設計及び試作に関連する分野
- (6) エンジニアリングに関連する分野
- (7) 自然科学（理学、工学、農学、医学及び薬学）の試験及び研究に関連する分野
- (8) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
- (9) ロボット関連分野
- (10) その他市長が適当と認める分野

(雇用促進奨励金の従業員基準)

第5条 条例第2条第10号の規則で定める基準は、同号に規定する通常の労働者の1週間の所定労働時間の6割とする。

(必要と認める支援)

第6条 条例第3条第3項の必要と認める支援は、工場等の新設等に伴う手続の助言その他の工場等の新設等に必要と認める支援とする。

(生活環境への配慮事項)

第7条 条例第4条第1項第4号に規定する生活環境に適正な配慮を行う事項は、環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずることとする。

(工場等立地促進特別奨励金の交付時期)

第8条 条例第5条第3項の規定による工場等立地促進特別奨励金の交付は、課税初年度の翌年度に交付するものとする。

(高度先端産業立地奨励金の交付時期)

第9条 条例第6条第3項の規定による高度先端産業立地奨励金の交付は、条例第13条第2項の規定に基づき当該奨励金の交付を決定した日の属する年度に行うものとする。

(地盤改良奨励金の交付対象となる工法)

第10条 条例第8条第1項の規則で定める工法は、次の各号のいずれかの工法とする。

- (1) 表層改良工法（地盤の表層にある軟弱地盤にセメント系等の固化材を混ぜ合わせ、軟弱地盤層の強度を上げ建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (2) 柱状改良工法（軟弱地盤にセメント系固化材等と水を混ぜたものを注入して土を柱状に固め建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (3) 杭工法（軟弱地盤に鋼製等の杭を打ち込んで建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (4) 前3号の工法と同等の効果があると市長が認めるもの

(新エネルギー設備設置奨励金の交付対象となる設備等)

第11条 条例第10条第1項の規則で定めるものは、国又はこれに準ずる機関から新エネルギーに関する設備等として認定され、売電を目的としないものとする。

(認定の申請及び通知)

第12条 条例第12条第1項の規定により奨励金の交付対象者としての認定を受けようとする事業者は、新設等する工場等の工事に着手する日の60日前までに奨励金交付認定申請書（様式第1号）及び上乗せ奨励金に関する事業計画書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、条例第3条第1項に規定する奨励金のみの交付を受けようとする事業者にあつては、上乗せ奨励金に関する事業計画書の提出は要しない。
- 3 条例第12条第2項の規定による認定の結果の通知は、奨励金交付認定可否決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(交付の申請及び通知)

第13条 条例第13条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、工場等立地促進奨励金、工場等立地促進特別奨励金又は新規成長産業立地奨励金の交付の申請にあつては課税初年度（複数年に渡って交付を受ける場合にあつては当該交付を受ける各年度）の6月30日までに、高度先端産業立地奨励金の交付の申請にあつては新設等する工場等が操業を開始した日から1年以内に奨励金交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第13条第2項の規定による交付の決定の通知は、奨励金交付決定通知書（様式第5号）により行うもの

とする。

（交付の請求）

第14条 前条第2項の奨励金交付決定通知書を受け取った認定事業者は、市長が別に定める期日までに奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の分割交付）

第15条 工場等立地促進特別奨励金及び高度先端産業立地奨励金は、当該奨励金の交付額が2億円を超える場合にあっては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、3年を限度に分割して交付することができる。この場合においては、当該奨励金を分割して交付する旨を奨励金交付決定通知書に記載するものとする。

（届出）

第16条 条例第14条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 条例第14条第1号に規定する事由 工事完了届（様式第7号）
- (2) 条例第14条第2号に規定する事由 操業開始届（様式第8号）
- (3) 条例第14条第3号に規定する事由 操業休止（廃止）届（様式第9号）
- (4) 条例第14条第4号に規定する事由 認定申請書記載事項変更届（様式第10号）

（地位の承継）

第17条 条例第15条の規定により認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに認定承継申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定承継申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定事業者の地位の承継を承認したときは、認定承継承認通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（認定の取消し）

第18条 市長は、条例第16条第1項の規定により認定を取り消したときは、奨励金交付認定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、条例第16条第2項前段の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

第20条 市長は、条例第16条第2項後段の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（様式第15号）により通知するものとする。

2 奨励金の返還額は、条例第11条第2項の規定による交付決定の通知を受け取った日から3年（工場等立地促進特別奨励金にあっては10年）以内に条例第16条第1項第4号の規定として認められる事由が生じたことにより同号の規定を理由として同条第2項後段の規定により返還させる場合（以下「休止等により返還させる場合」という。）にあっては、交付した奨励金の全額とし、3年を超えて5年（工場等立地促進特別奨励金にあっては10年を超えて15年）以内に休止等により返還させる場合にあっては、交付した奨励金の総額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 第1項の奨励金返還命令書を受け取った者は、市長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。

4 前項の返還期限までに奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ

た延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。この場合において、延滞金の算出については、みよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号）の例による。

5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。

（財産処分の制限）

第21条 奨励金の交付の対象となった資産は、奨励金を最初に受けた年度から5年（工場等立地促進特別奨励金にあっては15年）を経ないで奨励金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（雑則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。